

# 池ノ山の池(動植物等保全地区)

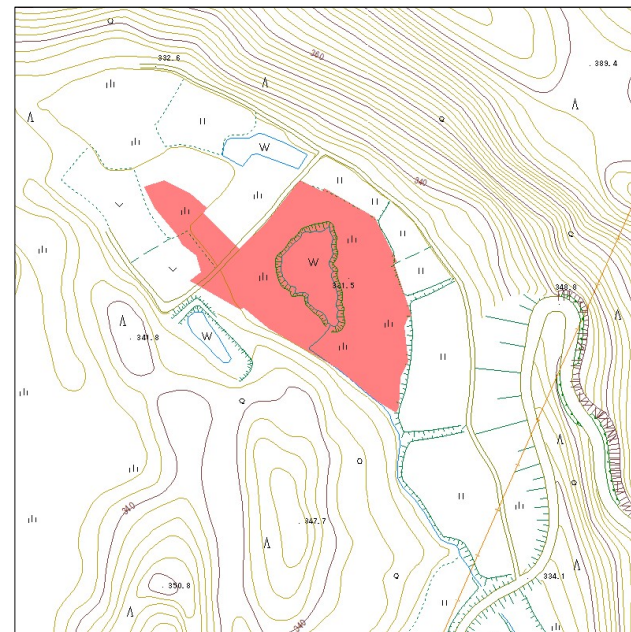
- 保全区域 魚沼市高倉1027番地
- 指定年月日 平成30年2月1日
- 指定の目的 池ノ山の池には、ミズゴケが繁茂しており、その中に希少な動植物が生育していることから、これらの動植物の保護及び繁殖を図るため。

## ●制限される行為

- ・ 区域内の**植物**を採取し、又は移植すること。
- ・ 区域内へ**動植物**を持ち込むこと。
- ・ その他魚沼市自然環境保全条例第13条第1項各号に規定する事項

※ 上記の行為を無許可で行うと条例により罰せられます。  
自然環境の保全にご協力ください。

問合せ先：魚沼市 市民福祉部 生活環境課 025-792-9766



区域図



魚沼市